

特記仕様書

1. 国有林野情報管理システム利用について

(利用申請書の提出)

- ・ 契約後、受託者は事前に「国有林野情報管理システム利用申請書」を発注署へ提出し、仮想デスクトップ利用登録の承認及び国有林野情報管理システム(以下、刷新システムという)利用のため使用者番号の発行を受けること。なお、調査報告書作成に係る作業場所及び作業に必要となる設備、備品及び消耗品等については受託者の責において用意すること。

(立木調査データ取り込み及び収穫復命書の作成等)

- ・ 立木調査データは発注者が指定するプログラムに入力し、CSVデータを刷新システムへ取り込み等行うこと。また、エクセルデータも指示がある場合は提出すること。
- ・ 刷新システムへの取り込みや収穫復命書の入力の方法は、別添マニュアル「早わかり収穫復命書入力～調査野帳等確定」「収穫復命書作成の手引」「国有林野情報管理システムかんたん導入マニュアル」を参考に実施すること。不明な点等ある場合は監督職員等へ連絡し指示を受けること。
- ・ 収穫復命書情報入力の項目については、契約後に手交する復命書情報入力一覧のとおりとする。
- ・ 立木調査野帳の元データと刷新システム取込後の立木調査野帳との整合性をとること。
- ・ 作成書類については、調査項目及び作成書類一覧、特記仕様書のとおりとするが、不具合等がある場合は監督職員等と打合せの上作成すること。

2. その他

- ・ この特記仕様書に定めのない事項等については、必要に応じ監督職員と協議すること。

特記仕様書 (アフリカ豚熱)

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出と、と殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

- ・ 山林での作業の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には、管轄の県の家畜衛生担当部局に速やかに通報するとともに、監督職員へ連絡すること。
- ・ ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。

また、都道府県が行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、収獲調査委託契約約款第11条に基づき事業を一時中止する可能性がある。

特記仕様書

(複層林箇所の収穫調査)

複層林の収穫調査方法は、甲から提供された「伐採区域等の面積を確定したデータ(シェープファイル)」をスマートフォンなどに取り込み、現地でGNSS受信機を使用し、伐採区域等の位置情報を取得しながら区域標示(位置情報取得箇所の標示含む)を行います。

GNSS受信機を使用する際には、調査の効率化と精度の確保が必要です。そのため、事前に甲と乙とによるGNSS機器の精度確認を行います。

精度確認は、乙の所有するGNSS機器を使い、甲の立会いのもとで行います。ただし、事前に甲が認めたGNSS機器を使用する場合は、事前の確認は不要です。

精度確認の手順は「⑤ 使用機器の承認について(林内での精度確認手順)」により実施します。

周囲測量の確定面積は、調査内訳書の調査場所ごとに示す調査面積以下となるよう実施すること。

① 必要となる機材・ソフトについて

- (ア) GNSS受信機
- (イ) 伸縮ポール(1脚・3脚等)※GNSS受信機が2m程度の高さに固定できるもの
- (ウ) 水準器
- (エ) GNSS機器との連携ソフト(スマホ・タブレット)

② 使用するGNSS受信機の基準について

- (ア) GPS、GLONASS、Galileo、BeiDou、QZSS(みちびき)など複数の衛星システムに対応していること。
- (イ) サブメーター級測位補強サービス(SLAS)または静止衛星型補強システム(SBAS)に対応していること。
SLAS:衛星測位による誤差を減らすため、電離圏遅延や軌道、クロック等の誤差の軽減に活用できる情報(サブメータ級測位補強情報)を受信する機能。
SBAS:みちびきの静止軌道衛星を用い、GNSS受信機に対して測位衛星の誤差補正情報や不具合情報を提供するSBAS(衛星航法補強システム)信号を受信する機能。
- (ウ) Windows、iOS、Androidなどのデバイスと互換性があること。
- (エ) 収集したデータを処理・解析できるソフトウェアが付属していること。
- (オ) 森林内でも安定した信号受信が可能な高感度アンテナであること(森林内のマルチパスに対応したGNSS機器が望ましい)。

③ 使用するソフトウェアの基準について

- (ア) GNSS受信機からのデータをスマートフォン等でリアルタイムに表示し、測量作業の進行状況を確認できること。
- (イ) 現場で収集したデータを解析し、位置情報を確定できること。
- (ウ) 計測方法は、瞬間値ではなく平均値であること。

④ 計測の正確さを確保する方法について

- (ア) 上空が開けた場所でGNSS機器の電源を投入して、5分以上その場で待機すること。
- (イ) GNSS機器は2mほどの高さに設置すること。
- (ウ) 移動時は、受信データが安定したうえで計測を開始すること。
- (エ) 計測時に捕捉する衛星数が10以上であること。
- (オ) 計測時のPDOP値(位置精度低下率)が2以下となるよう努めること。
- (カ) 一回の計測時間は5秒以上とすること。

⑤ 使用機器の承認について(林内での精度確認手順)

- (ア) 伐採区域内にGNSS機器を移動する。
 - ・空けた場所及び林道、作業道から20m以上離れること
 - ・樹冠が「うっ閉」していること
 - ・立木から1.5m以上の間隔を取ること
- (イ) GNSS機器を固定する。
- (ウ) 位置情報を同一点で30回程度取得する。
- (エ) 位置情報は1分ごとに1回取得する。
- (オ) 取得した位置情報をソフトウェアより確認する。
- (カ) 位置データが最も離れた場所を2点抽出する。
- (キ) (カ) で選択した位置情報の距離を計測する。
- (ク) 計測した距離がおおよそ6m以内であれば精度が確保されているものとみなす。

⑥ 伐採区域の位置情報の取得及び面積計測等について

- (ア) 契約後に甲より提供する伐採区域等の面積を確定したデータ(シェープファイル、伐採区域ごとに付番した図面、面積集計したエクセル等)を基に、GNSS受信機を用いた伐採区域の計測(位置情報の取得、取得した位置の現地標示等)を実施すること。
- (イ) 位置情報を取得する箇所は、伐採区域の変化点(道との接点や谷・尾根など)とし、最低でも伐採区域の主な頂点(4つ角)は取得すること。

(ウ) 現地計測の際に、林地の状況(岩石地、未立木地等)により、伐採区域から除外する必要があると判断する場合は、監督職員へ報告(事後含む)し、小班内除地として扱い、その区域の計測及び区域標示を実施すること。

(エ) 計測した位置情報を基に、伐採方法別(皆伐・間伐等)に面積を算出すること。

⑦ 調査標示について

(ア) 複層伐等を実施する群状又は帯状の伐採区域は、外縁立木に赤色テープ(主な頂点は2重巻き)。

(イ) 間伐を実施する箇所は、外縁立木に黄色テープ(主な頂点は2重巻き)。

(ウ) 複層伐等と間伐が接する箇所は赤色と黄色テープをそれぞれ1巻き、主な頂点で接する箇所はそれぞれ2巻きを立木に標示すること。また、契約図面に示す伐採方法別の番号等を伐採区画ごとの主な頂点の標示テープ1か所以上に黒マジックで明記すること。〔(例)間伐A、皆伐1など〕

(エ) 標示の間隔は、前後のテープ等が確認できる位置とすること。

⑧ GNSS受信機で計測した提出物について

(ア) 取得した位置情報を地図データに取り込んだ図面。

(イ) 取得した位置情報のデータ提出(シェープファイル形式)。

(ウ) 位置情報は伐採箇所が分かるようにポリゴンデータに加工すること。

(エ) 計測した範囲の伐採方法を記載したもの。

(オ) 「甲が提供する伐採区域ごとの面積一覧」と「乙が算出した伐採区域ごとの面積一覧」との差が確認できる集計表(任意様式、エクセルデータ)。

(カ) 集計表には伐採箇所と面積が突合できるように任意の付番をすること。

⑨ 委託代金の確定(精算)について

中部森林管理局収穫調査業務委託標準仕様書の第5の2(1)に委託代金の確定は、委託単価に確定面積を乗じて求めた額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とし、確定面積は調査報告書に基づく検査合格面積とする。と定めているところ。本調査では甲が伐採区域等の面積を確定したデータにより区域標示することとしており、特記仕様書⑥(ウ)による小班内除地とする場合も確定面積に含むものとする。

なお、小班内除地が発生した場合は調査完了後に提出する調査結果報告書の備考等に除地面積を表記すること。

※確定面積とは調査した区域面積のことである。

特記仕様書

(襲用による収穫調査)

1. 襲用元と襲用先

- ・ 襲用元とは、標準地調査を実施する林小班のことをいい、襲用先は、襲用元の標準地調査データを用いて面積拡大により収穫量等を算出する林小班をいう。(調査内訳明細の備考欄等に記載の箇所とする。)
- ・ この特記仕様書に定めのない事項等については、必要に応じ監督職員と協議すること。